

公示番号：19a00698

国名：モンゴル

担当部署：モンゴル事務所

案件名：新ウランバートル国際空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査（M/P レビュー/産業・都市インフラ開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：M/P レビュー/産業・都市インフラ開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月上旬から2020年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 1.00/M、合計 1.60M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
7日 30日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月13日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

類似業務	産業・都市インフラ開発に係る各種業務
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モンゴルは、主に鉱業分野の開発に牽引され、2006年から2013年にかけて一人当たりGDPが4倍近くに上昇する等、急速な経済成長を遂げた。その後資源価格の暴落等に伴い経済は一時低迷したものの、IMFによる国際支援パッケージの組成等を受け、2017年以降は堅調に回復している。経済成長に伴い、モンゴルの首都であるウランバートルにあるチンギスハーン国際空港の利用者も急速に増加しており、今後の更なる利用者の増加に対応するため、JICAは円借款事業「新ウランバートル国際空港建設事業」及び「新ウランバートル国際空港建設事業(II)」を通じて新ウランバートル国際空港(以下、新空港。)の建設を支援するとともに、技術協力プロジェクト「新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト」を通じて、新空港の運営・維持管理を担う人材の育成や維持管理体制の整備を支援している。本新空港は、北東アジアの旅客や貨物輸送のハブ(中心)となり、モンゴルの物流機能強化や観光産業振興に貢献することも期待されており、2020年夏頃の開港を予定している。また、本空港の運営については、コンセッション事業として日本企業連合も参画することになっている。

現在、ウランバートル市にはモンゴルの全人口の約46%(146万人)が集中しており、産業に関しても、活動企業の約62%(3.7万件)が集中している状況であり、同市内ではインフラ不足、交通渋滞、環境汚染等の都市問題が顕著である。

これまでJICAは上記都市問題の解決に向けて、「ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査」や「都市開発実施能力向上プロジェクト」、「ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト」、「ウランバートル市高架橋建設計画」、「ウランバートル市都市交通建設事業準備調査(PPPインフラ事業)」等の協力を実施してきた。また、全国レベルでの人口及び産業分布等の不均衡に伴う諸問題を解決し、都市と地方部の均衡ある開発及び持続可能な発展を促進するために、2018年より2021年までの予定で「国家総合開発計画策定プロジェクト(以下、NCDPプロジェクト。)」を実施している。

以上の都市・地域開発分野の支援のカウンターパート(以下、C/P。)である建設・都市開発省(以下、MCUD。)は、ウランバートル市の一極集中による都市問題の解決に向けて、2013年に策定した「ウランバートル市マスタープラン2020(以下、UB市M/P2020。)」において、新空港周辺に衛星都市を開発する方針を示している。2019年1月には、「新国際空港衛星都市マスタープラン(The City Master Plan for the New International Airport)」(以下、新空港衛星都市M/P)」を新たに定める閣議決定がなされた。新空港衛星都市M/Pでは、新空港周辺において、電力・上下水道などの生活インフラ、住宅エリア、ロジスティクスセンター、経済特区等

を開発することで、ウランバートル市の一極集中による都市問題の解決とモンゴル国経済の更なる発展を図ることが期待されている。新空港衛星都市 M/P 実現のために、2019 年 10 月には、新空港周辺の地域約 12,000ha の土地のうち、航空分野関連部分以外の 9,710.9ha の土地の所有権が MCUD に与えられた。今後、MCUD は新空港衛星都市 M/P を基に、スマートシティ要素も含めた新空港衛星都市の開発を進めることになるが、2019 年 10 月現時点では、新空港衛星都市 M/P のアクションプランも策定されておらず、推進主体も明確になっていない等、様々な課題に直面している。

上記の背景を踏まえ、本調査については、新空港衛星都市の開発の推進に向けて、新空港衛星都市 M/P のレビューを実施するとともに、関係者へのヒアリング等を通じて、新空港衛星都市建設予定地域（新空港に隣接する 9,710.9ha）の現状・課題の整理を行い、今後の開発可能性について提言することが期待される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA モンゴル事務所及び MCUD 等新空港衛星都市に関連するモンゴル側関係者と協議・調整しつつ調査を行う。また、別途公示中の「新ウランバートル国際空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査（交通・物流インフラ開発）」の業務従事者とも、密に連携しながら調査を行う。具体的な業務内容としては以下のとおりを想定しているが、業務の背景や目的に鑑みて、このほかに取り上げるべきと考える業務内容があればプロポーザルで提案すること。

(1) 国内準備期間（2019 年 12 月上旬～2020 年 1 月上旬）

- ① JICA モンゴル事務所と調査方針・内容について協議する。
- ② 本邦にて主に以下に関する情報収集を行うが、具体的な項目は JICA モンゴル事務所との協議後に決定する。
 - a) 新空港衛星都市に関連する文献調査（新空港衛星都市 M/P 等）をレビューし同内容の経済性や妥当性等の検証を行うとともに、他国の事例を踏まえ有望な産業・都市インフラを検討し可能であれば優先順位付けを行う。（M/P に含まれない内容であっても他国の事例を踏まえ有望と判断されるものがあれば提案を妨げない）
 - b) ウランバートル市近郊の他の衛星都市建設計画に関連する文献調査及び新空港衛星都市との比較優位性の分析
 - c) モンゴルにおける交通・物流インフラ開発に関する文献調査
 - d) モンゴルにおける産業・都市インフラ開発に関する文献調査
 - e) ドナー支援状況に関する文献調査
 - f) 日本及び世界各国における衛星都市、特に空港周辺に計画された衛星都市に関する文献調査
 - g) 衛星都市開発（スマートシティ開発も含む）に関心のある日本企業調査
 - h) その他文献調査
- ③ ワークプランをドラフトし、JICA モンゴル事務所及び別途公示中の「新ウランバートル国際空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査（交通・物流インフラ開発）」の業務従事者と協議する。

(2) 現地業務期間（2020年1月上旬～2020年2月上旬）

- ① JICA モンゴル事務所及び MCUD と協議し、ワークプランの承認を得るとともに、日本及び世界各国における衛星都市の開発プロセスについて紹介する。
- ② MCUD や国家開発庁（NDA）、道路・運輸開発省（MRTD）、自然環境・観光省（MET）、エネルギー省（MOE）、ウランバートル市等、関係行政機関へのヒアリング調査を実施する。また、電力や上下水道、熱供給、不動産、経済特区・工業団地運営等の事業を実施しているモンゴル企業にもヒアリングを実施する。
- ③ 新空港や衛星都市周辺の現場に加え、既存の産業・都市インフラサイトを訪問し、産業・都市インフラ開発の現状・課題を視察調査する。
- ④ 本調査に関連する JICA 事業関係者へのヒアリングを実施する。
- ⑤ アジア開発銀行や世界銀行等、関連ドナーへのヒアリング調査を実施する。
- ⑥ 日本企業に対して、新空港衛星都市の開発事業に関する参画の可能性についてヒアリングする。
- ⑦ 現地業務中間地点において、JICA モンゴル事務所及び MCUD 等関係行政機関に対して中間報告を行う。
- ⑧ 上記ヒアリング・視察結果を踏まえ、現状・課題について整理した上で、今後のモンゴル政府が取るべき方針や、JICA の協力可能性、日本企業の参画可能性について取りまとめる。
- ⑨ 現地業務の結果について、JICA モンゴル事務所、在モンゴル日本大使館及び MCUD 等関係行政機関に対して報告を行う。

※上記各種調査・ヒアリングに関しては、下記のポイント等を踏まえること。

- M/P を効果的・効率的に進める体制（民間、ドナー支援、PPP 等）やプロセス、スケジュール、アクションプランについて検討する。
- スマートグリッドやその他ビッグデータの活用可能性等、スマートシティとしての開発可能性についても検討する。
- 日本企業の参画可能性について、積極的に検討する。
- 本調査での「新空港衛星都市」は、新空港に近接する土地における衛星都市計画を主とするが、モンゴル政府における「新ウランバートル空港衛星都市」の範囲については、新空港周辺及び近隣で計画中のマイダルシティやゾーンモード（トゥブ県の県庁所在地）を含めるべきではないか、との意見もあるため、関係者と協議をしながら、新空港衛星都市 M/P の対象地域/範囲の妥当性についても可能な範囲で検討する。また、その際は、新空港衛星都市がウランバートル市や他の衛星都市との比較でどのような機能に優位性がある都市として開発が計画されているのかについて（ウランバートル市に対する住宅衛星都市としての機能が優先される、広大な土地を利用した近郊農業の発展が見込まれる、空港に近接するという立地を生かした産業基盤の整備が期待される等）、都市の経済性や就業環境の発展可能性の観点から確認、検討する。
- モンゴル政府の国家政策や公共投資プログラムにおける衛星都市開発計画の位置付けを確認する。
- JICA が提供する情報を基に、NCDP プロジェクト等、既存の都市開発計画との整合性を図るよう留意する。

(3) 帰国後整理期間（2020年2月中旬）

- ① 別途公示中の「新ウランバートル国際空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査（交通・物流インフラ開発）」の業務従事者の調査結果を含め、本調査全体の結果及び今後のJICAの協力可能性、日本企業の可能性に係る提言を業務完了報告書にまとめる。
- ② 報告会にて現地調査結果等に関する報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン（和文・英文）
 - WordもしくはPPTファイル及びPDFデータでの提出を想定。
- (2) 業務完了報告書（和文・英文）
 - Word及びPPTファイル、PDFデータでの提出を想定。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。**(※仁川、北京等の經由も可)**

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2020年1月8日～2月6日（移動日含む）を想定。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、本業務従事者に加え、別途公示中の「新ウランバートル国際空港衛星都市の開発可能性にかかる情報収集・確認調査（交通・物流インフラ開発）」の業務従事者の2名を想定しております。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

基本的には業務従事者が日程アレンジを行うが、必要に応じて適宜 JICA

モンゴル事務所がアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供

JICAモンゴル事務所内にて執務スペースを提供する想定であるが、MCUD内の執務スペースを提供する可能性も有。

(2) 参考資料

① 関連資料は下記 URL よりご参照下さい。また、配布資料については、JICAモンゴル事務所 (mg_oso_rep@jica.go.jp) にて配布いたします。

【関連資料】

- モンゴル ビジネス環境ガイド 2017 年版：
https://www.jica.go.jp/mongolia/office/activities/environment_guide/index.html
- ウランバートル市都市計画マスタープラン・都市開発プログラム策定調査最終報告書 要約：
http://open_jicareport.jica.go.jp/618/618/618_115_11937133.html
- 都市開発実施能力向上プロジェクト 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400610_1_s.pdf
- ウランバートル市マスタープラン計画・実施能力改善プロジェクト 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400610_1_s.pdf
- ウランバートル市高架橋建設計画 外部事後評価報告書：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_0960060_4_f.pdf
- ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業 案件概要表：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/02hokoku_mongolia1.pdf
- 国家総合開発計画策定プロジェクト 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1700335_1_s.pdf
- モンゴル国地域総合開発にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート：
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12283313_01.pdf
- 新ウランバートル国際空港建設事業 (II) 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_MON-P12_1_s.pdf
- 新ウランバートル国際空港人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト 事業事前評価表：
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400823_1_s.pdf
- モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030607.html>
- ウランバートル市都市交通建設事業準備調査(PPP インフラ事業) ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12119814_01.pdf
- MONGOLIAN STATISTICAL INFORMATION SERVICE
<http://www.1212.mn/>
- Mongolia Voluntary National Review Report 2019
<https://www.mn.undp.org/content/mongolia/en/home/library/mongolia-voluntary-national-review-report-2019.html>

【配布資料】

新空港衛星都市 M/P の概要資料、衛星都市関連ヒアリング結果資料、衛星都市関連経緯資料、モンゴル国 2018-2021 年の公共投資プログラムリスト、UB 市 M/P（日本語版）、新空港衛星都市 M/P のレビュー資料。

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上